

## 災害時における保有機材の提供に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と株式会社昭栄美術（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、浦安市域で地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合の被災者の応急救助等に係る保有機材の提供について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合、乙に対し乙の保有する間仕切りその他の保有機材（以下「機材」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定めがない事項について必要に応じて相互に協力を要請することができるものとする。

（支援要請の手続き）

第3条 甲及び乙は、相手方に前条の要請を行う場合、災害時における保有機材の提供に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出する。

（連絡責任者）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

（機材の運搬、組立て・設置及び引渡し並びに撤収）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 前項の機材の組立て・設置は、原則乙が行うものとする。

3 第1項の機材の引渡しは、乙が当該機材を本協定第3条に定める要請書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとする。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合、予め甲乙間にて確認した身分証の提示をもってこれに代える。なお、甲の職員又は甲の指定する者による機材の設置の確認及び受領をもって、引渡しの完了とする。

4 甲は要請した機材の必要性がなくなった場合、乙に撤収を要請する。乙は営業に支障のない範囲において、原則乙が、可能な限り早期に撤収に応ずるものとする。

(経費の負担)

第6条 機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬・設置等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前時（平常時）における賃借料及び運搬・設置等の費用を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲及び乙は、甲が機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上、決定する。

2 前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は、乙からの請求書を受理した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(円滑な運用)

第8条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うと共に相互連携を図るための訓練を必要に応じ行うものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定解除の申し出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第11条 本協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、

その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年5月29日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 内 田 悦 嗣

乙 東京都中央区明石町8-1

株式会社昭栄美術

代表取締役社長 小 林 大 輝